

委員 長 報 告

本委員会は、去る9月16日の本会議において付託を受けた議案10件のうち、平成25年度各種会計歳入歳出決算3件を除く議案7件について、17日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第9号 工事請負契約の締結について、同議案第10号 工事請負契約の締結について、同議案第11号 工事請負契約の締結について、同議案第12号 物品購入契約の締結について、同議案第17号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更について及び同議案第21号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分についての以上6件は、全会一致により、同議案第13号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第13号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分のうち、常備消防費にかかわって、龍神行政局に中辺路大塔消防署龍神出張所を統合することにより期待される行政局機能の強化・効率化の詳細についてただしたのに対し、「平成23年の台風12号災害を教訓に、特に災害対応において、行政局には災害対策支部が設置されることから、行政局、消防署、消防団のマンパワーを集約することにより、災害情報の一元化を図り、互いの組織力を活用した迅速かつ適切な対応を目的とするものである」との答弁がありました。

次に、同議案第13号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分のうち、歳入にかかわって、県支出金のうち南紀田辺スポーツセンター管理費負担金について詳細説明を求めたのに対し、「本施設は、従来は県の施設であったが、再整備するに当たり、今後の利活用を図るため県からも負担いただき、市で整備したものである。今回の管理費負担金については、必要となる管理費全体から本施設に係る歳入額を差し引いた額を県に負担いただくものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成26年9月25日

総務企画委員会

委員長 市 橋 宗 行

委員 長 報 告

本委員会は、去る9月16日の本会議において付託を受けた議案11件のうち、平成25年度各種会計歳入歳出決算6件を除く議案5件について、16日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第6号 田辺市簡易水道条例の一部改正について、同議案第8号 工事請負契約の締結について、同議案第13号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、同議案第16号 平成26年度田辺市水道事業会計補正予算（第1号）及び同議案第21号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第13号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分のうち、農業委員会費にかかわって、農地台帳システムの活用方法及び整備に係る委託先選定方法について詳細説明を求めたのに対し、「農地台帳の法定化及びその公表の義務づけにより、情報を一元的に管理し、県、市町村、農協等が連携を図りながら、遊休農地対策として農地の貸し借りなどをより積極的に推進する。また、委託業者については、仕様書に基づき入札により決定する」との答弁がありました。

次に、農業振興費にかかわって、果樹産地づくり総合支援事業費補助金を活用している地域の状況について詳細説明を求めたのに対し、「地域的には、特に上芳養、三栖、稲成町、上秋津など旧田辺地域が多く、梅、ミカン、スモモといった樹園地を継承するケースが多く見受けられる」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成26年9月25日

産業建設委員会

委員長 安 達 克 典

委員 長 報 告

本委員会は、去る9月16日の本会議において付託を受けた議案20件のうち、平成25年度各種会計歳入歳出決算10件を除く議案10件について、17日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第1号 田辺市福祉事務所設置条例の一部改正について、同議案第4号 田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、同議案第5号 田辺市体育施設条例の一部改正について、同議案第7号 工事請負契約の締結について、同議案第14号 平成26年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、同議案第15号 平成26年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第1号）及び同議案第18号 田辺市、上富田町青少年センター協議会規約の変更についての以上7件については、全会一致により、同議案第2号 田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、同議案第3号 田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び同議案第13号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分についての以上3件については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第2号 田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてにかかわって、新たに市の認定事業に加わる地域型保育事業の実施による変更点についてただしたのに対し、「新たに必要な保育として認可する地域型保育の基準を条例で定めるものであり、同一事業所でも異なる保育時間設定や保護者と事業所が直接利用契約を結ぶことはあり得るものの、市の保育事業については、市が責任を持って実施することに何ら変わりはない」との答弁がありました。

次に、議案第3号 田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにかかわって、新たな保育形態となる地域型保育事業として設ける小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、家庭的保育事業を実施する事業者が置くべき職員の基準に係る保育士等の資格を有しない『家庭的保育者』の考え方についてただしたのに対し、「市町村が、保育士または保育士と同等以上の知識と経験を有すると認める要件としては、保育士有資格者にあつては21時間の講義と2日以上の実習を受けた者、看護師及び幼稚園教諭有資格者にあつては保育士有資格者の基礎研修に加え、40時間の

講義と48時間の実習を受けた者、保育士資格のない者については、保育士有資格者基礎研修、看護師及び幼稚園教諭有資格者研修に加え20日間の現場実習を要するなど、厳しい基準が想定されている」との答弁がありました。

また、今回の子ども・子育て支援新制度に係る関係条例の整備にかかわって、委員から、議案第3号 田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての修正動議が提出されましたが、修正案については、否決されたところがあります。

審査の過程において、平成27年4月からスタートする、子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例の制定について、それぞれの委員から、さまざまな観点で議論があったところであり、当委員会として、制度の構築に際しては、何より「子どもの安全・安心」を大前提に取り組みを進めるよう要望いたしました。

次に、議案第5号 田辺市体育施設条例の一部改正についてにかかわって、国体に合わせて新たに整備された施設の使用料を定める改正であることを踏まえ、料金設定の基準についてただしたのに対し、「新たな施設は従前の南紀スポーツセンターが県の施設であったこと、県の支援を受けて建設し、今後の維持管理経費について、県の負担もあることから、県や周辺町の類似施設を基準に料金設定をした。また、市民の利便性向上を図るため、時間貸しの利用区分を設けている」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成26年9月25日

文教厚生委員会

委員長 松下泰子